

COP10/SB21 アジェンダ要約

地球環境対策部
矢尾板 泰久

1 開催概要

- 開催地 アルゼンチン・ブエノスアイレス La Rural 会議場
- 日程 12月6日(月)～12月17日(金)
- 議長 開会の後、中南米諸国のメンバーから選出される

会合の暫定スケジュール (FCCC/CP/2004/1 参照)

12月6日 (月)	12月7日 (火)	12月8日 (水)	12月9日 (木)	12月10日 (金)	12月11日 (土)
COP10 開会 SB21 開会	SB21	COP 全体会合 SB21 適応 Workshop	SB21 緩和 Workshop	SB21	SB21 政府間プロセス Workshop
12月12日 (日)	12月13日 (月)	12月14日 (火)	12月15日 (水)	12月16日 (木)	12月17日 (金)
	SB21	SB21 閉会	閣僚級会合	閣僚級会合	閣僚級会合 COP10 閉会

* CDM 理事会第 17 回会合は 12月1日(水)～3日(金)開催。

2 主要トピック

- 京都議定書の批准状況
 - 2004年11月18日現在での京都議定書の批准をすませた国は128ヶ国となっている。我が国を含めて批准手続きを済ませた附属書締約国は36ヶ国で、その1990年のCO2排出量は附属書締約国全体の61.6%となっている。
http://unfccc.int/essential_background/kyoto_protocol/status_of_ratification/items/3134.phpを参照。
 - 2004年11月18日、ロシア連邦が京都議定書批准書を国連に寄託したことにより同議定書は2005年2月16日に正式発効する。
 - * 京都議定書の発効要件は、55ヶ国以上の批准 批准した附属書締約国の1990年のCO2排出量が附属書締約国全体の55%以上
上記 と の条件を満たした後、90日後に発行
- 閣僚級会合
 - 以下の4項目をテーマとし、12月15日～17日の三日間開催する。
 - 1) 10周年の枠組条約；成果と将来の課題
 - 2) 気候変動の影響、適応策及び持続可能な開発
 - 3) 技術と気候変動
 - 4) 気候変動の緩和；政策とその影響
 - 閣僚と各国代表団団長をパネルメンバーとしたパネルディスカッション方式とし地理的バランスなどを考慮したメンバー構成とする。

- 適応ワークショップ
 - 第1回目の適応ワークショップは2004年6月18日に開催し、締約国間での情報交換および経験や意見の共有に関する作業に引き続き焦点を当てることで合意した。
 - 第2回目の適応ワークショップを12月8日に開催し、下記項目を意見交換する。
 - 1) 影響、脆弱性、適応等の評価のための地域モデルを含む手法やツールの適用性
 - 2) 適応と持続可能な開発とのリンケージ
 - 締約国は上記の項目とワークショップでの討論促進のためのワークショップに関する意見書を提出する。事務局は影響と脆弱性を評価し、適応への反応を向上させるための手法とツールの適用性に関する背景報告書を作成する。
(FCCC/SBSTA/2004/INF.13、FCCC/SBSTA/2004/MISC.12)

- 緩和ワークショップ
 - 第1回目の緩和ワークショップは2004年6月19日に開催し、締約国間での情報交換および経験や意見の共有に関する作業に引き続き焦点を当てることで合意した。
 - 第2回目の緩和ワークショップを12月9日に開催し、下記項目を意見交換する。
 - 1) 緩和技術の革新、展開と普及(障害の特定と除去を含む)
 - 2) 持続可能な開発に寄与する緩和のための実践的な機会と解決策
 - 締約国は上記の項目とワークショップでの討論促進のためのワークショップに関する意見書を提出する。
(FCCC/SBSTA/2004/MISC.13)

- CDM 理事会報告
 - 報告書では、CDM実施運用3年目の進捗情報を提供している。進捗はCDMプロジェクト活動の登録につながるプロセス、特にベースラインおよびモニタリングの手法の承認や運営組織の仮指定や認可に関する前進である。登録簿の整備にもめざましい成果がある。また、報告書には透明性のあるCDMの機能性を保証するためにとられた措置やCDM理事会にオブザーバーを参加させる方式についての情報、ならびに一般管理費やリソースに関する情報が入っている。本報告書は特に運営組織の指定に関してCOP10での決定書を採択するよう勧告している。
(FCCC/CP/2004/2、Add1、Add2)

- 議定書2条3項の関連事項
 - 議定書2条3項で規定されている気候変動に対応する政策および措置の国際貿易に対する悪影響を考慮したサウジアラビアの提案の取扱いはSBSTA16より議論されているが、合意に至っていないため、今会合でも継続して議論する。

- カナダ提案の取扱い
 - 第一約束期間において温室効果ガス低排出エネルギーの輸出により得られるクレジットを年間7,000万CO₂tまで認めるように求めたカナダの提案に対して、COP8より議論されているが、合意に至っていないため、今会合でも継続して議論する。

- CDMにおける植林/再植林
 - SBSTAは、SBSTA20で作成された草案交渉文と小規模CDM(8,000t-CO₂以下/年)における新規植林・再植林プロジェクト活動のための簡素化手順と手続きおよび実施

促進のための措置に関する決定書草案のための提案に含まれる情報をさらに検討し、小規模 CDM における新規植林・再植林プロジェクト活動のための簡素化手順と手続きおよび実施促進措置に関する決定書草案が COP10 で採択されるよう進める。(FCCC/SBSTA/2004/INF.12)

- 土地利用、土地利用変化、林業 (LULUCF) に関するグッドプラクティス
 - SBSTA 20 では締約国が京都議定書 3 条 3 項 (新規植林・再植林・非森林化) 3 条 4 項 (追加 LULUCF 活動) 規定の LULUCF 活動における GHG 目録のための共通報告様式 (CRF) の一覧表を練った。また、SBSTA21 にて京都議定書 6 条規定の LULUCF プロジェクトに一覧表の ID コードがいかに参照できるか検討することを決めた。
 - SBSTA は提供された情報を検討し、さらに COP10 で採択されるよう京都議定書規定の LULUCF 優れた実践方法ガイダンスに関する決定書草案をさらに検討する。(FCCC/SBSTA/2004/INF.16)

- GHG 目録関連
 - SBSTA は、FCCC/CP/2004/5 (1990～2002 年の附属書 I 締約国の温室効果ガス目録データ情報) に含まれる手法論、報告に関する問題に絡む情報を検討し、必要な場合は締約国と事務局に対してガイダンスを提供するよう求めた。
 - SBSTA は、締約国が FCCC/SBSTA/2003/INF.9 で提起された可能なデータ・インタフェースとその他の問題についての各国の見解を提出するよう求め、事務局に対しては締約国の見解をまとめたものを提供するよう求めた。SBSTA は、下記の文書に含まれる情報を検討し、この問題の次なるステップを決定するよう求めた。
 - 1) FCCC/SBSTA/2004/INF.14 データ・インタフェースの開発オプションに関する見解の統合書事務局覚書
 - 2) FCCC/SBSTA/2004/MISC.11 文書で提起された可能なデータ・インタフェースおよびその他の問題に関する見解
 - 3) FCCC/SBSTA/2003/INF.9. 締約国寄託書

- 登録簿システム
 - COP は第 1 回 COP/MOP で標準化のための全体的な設計要求事項を採択するよう勧告した (決定書 24/CP.8 の附属書)。その決定書に従い、事務局は技術専門家との共同作業により、これらの標準化のための機能的技術的仕様書を作成し、あらゆる登録簿制度において整合性のある実施を促進してきた。
 - 事務局がトランザクション・ログの確立と作成および関連する運用問題への提案 (報告、ガイダンス、リソースに関する提案を含む)、データ交換標準仕様書 Ver1.0 の作成と登録簿制度管理者間の協力に関する進捗情報を提出し、SBSTA はそれらを検討し、将来の採択をめざして登録簿制度に関する決定書草案を前進させる。(FCCC/SBSTA/2004/12、FCCC/SBSTA/2004/INF.18)

- キャパシティビルディング (能力向上)
 - COP は、COP10 までに途上国のキャパシティビルディングのための枠組実施に関する第 1 次包括レビューを完了すると決定した (決定書 9/CP.9)。同時に、決定書 3/CP.7 の附属書 I 締約国にある経済移行国 (EIT) のキャパシティビルディング枠組実施の実効性に関するレビューを同会合までに完了すると決定した。
 - SBI は、COP10 での採択に向け、2 つの決定書草案の作成を検討する。

- 1) 途上国のキャパシティビルディングのための枠組実施に関する包括レビューの成果
 - 2) 経済移行国 (EIT)のキャパシティビルディング枠組実施の実効性に関するレビューの成果
(FCCC/SBI/2004/16、FCCC/SBI/2004/MISC.4)
- 技術移転
- 技術移転に関する専門家グループ (EGTT) は、2004年9月27~29日にカナダ、モントリオールにて特別会合を開催し、2004年12月2~4日にアルゼンチン、ブエノスアイレスで第6次会合を開催する予定。
 - SBSTAは、下記の内容を検討する。
 - 1) UNFCCCの状況において技術移転活動に資金提供を行うための革新的オプション策定をめざし、上記のワークショップの成果を検討する。
 - 2) EGTTと事務局に対するさらなるガイダンスの提供 (特に気候変動への適応技術に関するセミナーの組織化に関する今後の作業を中心)
 - 3) EGTTの新メンバー選出
 - 4) 2005年のEGTTワーキングプログラム案の承認
 - 5) COP10での決定書草案の採択をすすめる
(FCCC/SBSTA/2004/10、FCCC/SBSTA/2004/11、FCCC/SBSTA/2004/INF.17)
- Policies & Measuresのグッドプラクティス
- SBSTA 20では、締約国が決定書13/CP.7実施における進捗状況に留意し、次に講じるべき手段について合意した。
(GISPRI仮訳 http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7_13_CP7.html)
 - SBSTAは、締約国と事務局に対する一層のガイダンス提供をめざし、P&Mにおけるグッドプラクティスに関する経験共有および情報交換に対するアプローチのオプションに含まれる情報について検討する。
(FCCC/SBSTA/2004/INF.10)
- 条約4条8項について
- SBI 20で、締約国は第2期(2004~2005)最後進国専門家グループ (LEG)の作業プログラムについて承認し、LEG議長がSBI21にてLEG作業プログラム実施に関する進捗状況について最新情報を提供するよう求めた。COP10では今後の行動をさらに検討していくためにも4条9項の実施状況についてさらに評価していく。
(FCCC/SBI/2004/17)
- 附属書 締約国の国別報告書
- SBI は、附属書 I 締約国からの温室効果ガス目録データ情報 (1990~2002) と附属書 I 締約国の国別報告書詳細レビューから入手できる情報要約を検討し、COP10での採択にむけて決定書草案を勧告する。決定書草案は、条約に基づく報告とレビューのさらなる実施に関して、締約国と事務局にガイダンスを提供することを目指す。
(FCCC/CP/2004/5、FCCC/CP/2004/INF.2)

- 非附属書 締約国の国別報告書
 - SBI20では、非附属書 締約国の国別報告書提出頻度について、米国は2年、EUは3年、G77/中国は6年間で提案して意見が分かれていた。SB20の最終日に、G-77/中国が提出のタイミングに対処する文節に関し、G77/中国は提出時期の問題に取り組んだパッケージ案を提出した。この提案は、特に非附属書I締約国で、第二次国別報告書及び当てはまる場合には、第三次国別報告書のためのプロジェクト提案を提出していない国に対し、以前に資金援助をされた活動の多くが終了する前であっても、提出するよう要請する。またこの提案は、非附属書I締約国が、実際の国別報告書作成を目的とする資金の最初の支払いから5年間以内に第二次国別報告書、また当てはまる場合には、第三次国別報告書を提出するよう呼びかけるもの。SBIはCOP10での採択に向けてこの問題をさらに検討する。
(FCCC/SBI/2004/MISC.3)

 - 特別気候変動基金(SCCF)
 - 昨年のCOP9では、特別気候変動基金はUNFCCCの実施を支援し気候変動に関する考慮を開発活動に統合することに貢献することに留意した。COPは、経済的多様化に関連する活動への資金調達を決定し、締約国にSBI21およびCOP10で検討を進めるために活動、プログラム、手段に関するさらなる意見を2004年9月15日までに事務局に提出するよう求めた。SBIは、COP10での採択に向けて、活動、プログラム、手段を検討し、特別気候変動基金の運営のためGEFに対する一層のガイダンス提供に関する決定書草案を作成する。
(FCCC/SBI/2004/MISC.6)

 - 地球環境ファシリティ (GEF)
 - SBI20では、締約国はCOP10での検討用にGEF事務局と協力し、条約が規定する途上国のコミットメント達成支援に必要な資金供与の評価報告書を事務局が作成するよう求めた。SBIは、COP10での採択に向け条約履行のために必要かつ可能な資金供与額についてGEF理事会とCOPで共同決定に決定書草案の勧告を目指し、条約に基づく途上国のコミットメント達成支援に必要な資金供与評価報告に関する情報を検討する。
(FCCC/SBI/2004/18、FCCC/SBI/2004/18/Add.1)

 - 第11回締約国会議の日程と会場
 - COP11(COP/MOP1)の日程と場所に関してはCOP10で決定しなければならない。日程は2005年11月7日～18日であり、文書作成時(2004年9月15日)に、どの締約国からもCOP11のホスト国を希望する申し出がなかった。今後も申し出がない場合、COP11はドイツ・ボンで開催されることになる。
- 3 サイドイベント
- サイドイベント
 - COP10開催期間中、会場およびその周辺で条約事務局、各国政府代表団、国際機関研究機関、環境NGOなどが主催するサイドイベントが多数開催される。
 - サイドイベントスケジュールについては、下記を参照。
<http://regserver.unfccc.int/SEORS/finalreport/index.html>

以上